

解答例及び解説

Q1：三鷹市自治基本条例の目的や目指していることはどんなことですか。

A1：目的や目指していることは、前文や第1条に定義されています。

前文から

- (1) 市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ること
 - (2) 郷土を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨を実現すること
- ※第1条にも同じようなことが規定されています。

Q2：それぞれの条例で「市民」にはどのような人達が含まれていますか。また、「市民」と「住民」にはどのような違いがあるでしょうか。

A2：それぞれの条例で「市民」に含まれるのは、以下のものです。大和市では、自然人も法人も含まれますが、三鷹市では、自然人のみとしており、法人等については、別途「事業者等」として規定しています。

- (1) 三鷹市 第2条(1)を参照。
市内に住み、又は市内で学び、若しくは活動する人
- (2) 大和市 第3条(1)を参照。
市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者
活動するもの、事業を営むもの

また、「住民」は以下の条文にも出てきます。

三鷹市 第35条に「住民投票」。

大和市 第3条(3)で、市の構成員として登場。「住民、市議会及び執行機関」。

「住民」は「市民と同じものではなく、また、「住民」と「市内に居住する者」が別の表現となっていることから、「住民」は単に「在住者」ではなく、「市に住所を有する者（＝住民票や外国人登録のある者）」ということになります。

Q3：それぞれの条例で、「市」という言葉は何を指しているでしょうか。

A3：三鷹市は、第2条（4）に、大和市は、第3条（3）にそれぞれ「市」が定義されています。大和市においては「住民、市議会、執行機関によって構成される自治体」と具体的に規定されています。

その一方、三鷹市の場合は、「基礎自治体」と明確な定義とはなっていませんが、第20条等の条文から判断するに、大和市でいう「執行機関」に相当するものと考えられます。

（1）大和市 第3条（3）を参照。

市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。

（2）三鷹市 第2条（4）を参照。

市 基礎自治体としての三鷹市をいう。

Q4：大和市が掲げる5つの自治の基本原則を2つに分類し、その分類の基準を示してください。

A4：主語に着目するとことがポイントで、大きく「住民自治」に該当するもの及び「団体自治」に該当するものとに分類されます。

（1）「住民自治」（内部的な自治）に関するもの。主語が「市民、市議会及び執行機関」。

→参加及び協働の原則、情報共有原則

（2）「団体自治」（対外的な自治）に関するもの。主語が「市」。

→法令の自主解釈、財政自治の原則、対等及び協力の原則

Q5：それぞれの条例が定める「市民の権利」に「〇〇権」や「〇〇する権利」などと名付け、共通する権利、異なる権利を比較してください。同様に、「市民の責務」についても、「〇〇する責務」などと名付け、共通する責務、異なる責務を比較してください。

A5：それぞれの条例が定める「市民の権利」及び「市民の責務」を名付けると、以下のようになります。（※）がついているものが、両条例に共通する権利です。

1 市民の権利

（1）三鷹市 第4条・5条を参照。

① 地域における自主的な活動を推進するために主体的に組織を作り、自由に自立した活動を営む権利

- ② まちづくりを行う権利
- ③ 市政に参加する権利（※）
- ④ 情報を知る権利（※）
- ⑤ 自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利
- ⑥ 行政サービスを受ける権利（※）

※事業者等の権利（第6条）

- ① 自由に自立した活動を営む権利
- ② まちづくりに参加する権利

(2) 大和市 第9条を参照。

- ① 安全で安心な生活を営む権利
- ② 市政に参加する権利（※）
- ③ 情報を知る権利（※）
- ④ 行政サービスを受ける権利（※）

2 市民の責務

(1) 三鷹市 第4・5条を参照。

- ① 自らの言動に責任を持つ責務（※）
- ② 互いの意見及び行動を尊重する責務
- ③ 納税の義務

※事業者等の責務（第6条）

- ① 法令又は条例に定める責務を遵守する責務
- ② 安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努める責務

(2) 大和市 第10条を参照。

- ① 自治の主体として自治を推進する責務（※）
- ② 自らの言動に責任を持つ責務（※）
- ③ 行政サービスの負担を分任する責務

Q6：2つの条例を見比べたとき、それぞれの特徴（他方の条例よりも詳しく書かれていることなど）は、どんなことでしょうか。

A6：三鷹市の条例では、「第6章 参加及び協働」の部分、つまり、まちづくりへの

市民参加や行政と市民との協働を推進するために必要なことが詳しく規定されています。大和市では、この点を市民参加条例に委任していることから、詳しいことは規定していません。

一方、大和市の条例を見ると、「第7章 厚木基地」として、まちにとっての大きな課題について規定しています。

Q7：それぞれの条例で、他の条例に委任している条文を探し、委任される条例の名称を「〇〇条例」と名付け、比較してください。

A7：それぞれの条例で、他の条例に委任している事項を整理すると、以下のとおりです。大和市は、行政運営の基本的な制度を自治基本条例で体系づけ、詳細は個別の条例に委任するスタイルをとっているのが特徴です。

①三鷹市 第35条第1項・2項 〇〇に関する住民投票条例

②大和市 第18条第4項 市民参加条例
第20条第2項 行政評価条例
第22条第2項 情報公開条例
第23条第3項 個人情報保護条例
第24条第2項 行政手続条例
第31条第6項 (常設型)住民投票条例